

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)は、本県における新型コロナウイルスに関する対策を企画立案する際に必要となる科学的かつ専門的な知見を得ることを目的として設置する。

(構成員)

第2条 専門家会議の構成員は、沖縄県知事(以下、「知事」という。)が決定する。

2 構成員の決定手続等については、知事が別に定める。

(座長及び副座長)

第3条 専門家会議に座長及び副座長をおく。

2 座長は、構成員の互選により選出する。

3 副座長は、座長が指名する。

(意見聴取事項)

第4条 専門家会議において意見を審議又は意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 新型コロナウイルスの感染状況

(2) 新型コロナウイルスに関する医療提供体制

(3) その他新型コロナウイルスに関する対策の企画立案に必要な事項

(会議の開催)

第5条 専門家会議の開催は、知事が通知する。

2 知事は、専門家会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

(1) 専門家会議の開催日時及び場所

(2) 知事が意見を求める事項

3 知事は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(議事進行)

第6条 専門家会議の議事進行は、座長が行う。

2 座長が出席できない場合の議事進行は、副座長が行う。

(分科会)

第7条 専門家会議の円滑な実施のため、専門家会議の下に分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、業務及び構成員等については、別に定める。

(庶務)

第8条 専門家会議に係る庶務は、事務局(保健医療部感染症総務課)において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。